

春日市制 50 周年記念ロゴデザイン使用ガイドライン

使用にあたって

市制 50 周年記念ロゴデザインの使用目的

春日市制 50 周年を、市民の皆さんに親しみをもっていただき、市全体が一体となって盛り上げるために使用するものとします。

使用できる場合

ロゴデザインは、次のいずれかに該当する場合を除き、誰でも使用することができます。

- (1) 市の信用や品位を損ない、又は損なうおそれがあるとき
- (2) 法令、条例その他の規程又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき
- (3) 特定の政治、思想、宗教等に係る活動又はそのおそれがあるとき
- (4) 不当な利益を得ることを目的とする又はそのおそれがあるとき
- (5) 春日市暴力団排除条例(平成 22 年条例第 2 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及び同条第 2 号に規定する暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者の利益となるおそれがあるとき
- (6) ロゴデザインを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがあるとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が適当でないと認めるとき

使用手続き

次のいずれかに該当するときには、申請の必要はありません。

- (1) 市、春日市制 50 周年記念事業市民実行委員会（以下「実行委員会」という）、附属機関又は市議会が使用するとき
- (2) 市が共催する事業等において市の指示により使用するとき
- (3) 市職員、実行委員会委員又は市議会議員の名刺、名札等に使用するとき
- (4) その他申請を必要としないと市長が認めたとき

使用期限

令和 5 年 3 月 31 日まで

使用にあたって申請が必要な場合

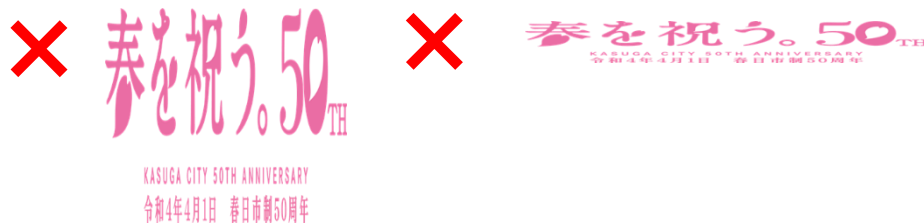
市民、各種団体又は企業等が使用する場合は、春日市制 50 周年記念事業の「冠事業」として登録の申請が必要となります。詳細は、市ウェブサイト（ページ番号 1009288）をご確認ください。

※ 「冠事業」の対象となる事業は、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に実施される行事・イベント等となります。

使用の注意事項

- (1) ロゴデザインそのものを変形したり、部分的に流用したりしないでください。印刷上やむを得ない場合（白黒印刷、2色刷）を除き、原則表示色を変更したりすることは避けてください
- (2) ロゴデザインは単独使用を原則としています。他の要素と組み合わせて、異なるマークにすることは避けてください

【ロゴデザインに変形をかけない】



【個々の配配置を変えない】



【傾けて使用しない】



【他の要素を加えて異なるデザインにしない】



問合せ先

春日市経営企画課 企画担当（内線 5812） 〒816-8501 福岡県春日市原町 3-1-5

電話：092-584-1111（代表）、メール：kikaku@city.kasuga.fukuoka.jp